

令和4年度 中小企業IoTスモール スタートモデル形成事業補助金（2次募集）

募集案内

1 補助金の目的

この補助金は、釧路ITクラスター推進協会（以下「協会」という。）が実施する、IoTシステム導入※1によって、自社課題の解決に取り組む釧路市内の中小企業に対して、当該取組みに係る経費を補助し、その他中小企業のモデルとなる取組事例を創出することで、中小企業における業務改善を促進し、生産性の向上ひいては競争力強化に寄与することを目的とする。

※1 IoTシステム導入とは

複数の機械や製品等をネットワークに接続し、収集したデータや情報の見える化や自動記録、監視、制御、データ分析等を行うことをいう。

2 補助金の内容

（1）補助対象者

- ①釧路市内に本社を有する中小企業
- ②市税を滞納している者でないこと。
- ③釧路市暴力団排除条例(平成24年釧路市条例第33条)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定による、釧路市における一般競争入札等の参加制限を受けている者でないこと。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。

（2）補助対象事業

釧路市内の事業所にIoTシステムを導入することによって、課題解決による業務改善、生産性向上・競争力強化を図る取組で、市内の中小企業へ波及が期待できるもの。

ただし、取組内容（企業名、補助金額、取組経過・結果など）の公表が可能であること（企業秘密部分を除く）。

（3）補助額等について

- ①補助上限額 600千円
- ②補助率 4分の3以内

③補助対象経費 下記項目4のとおり

④補助対象事業期間 補助交付決定の日～令和5年2月17日（金）

（4）採択件数 2件程度（予算額の範囲内）

3 対象となる事業例

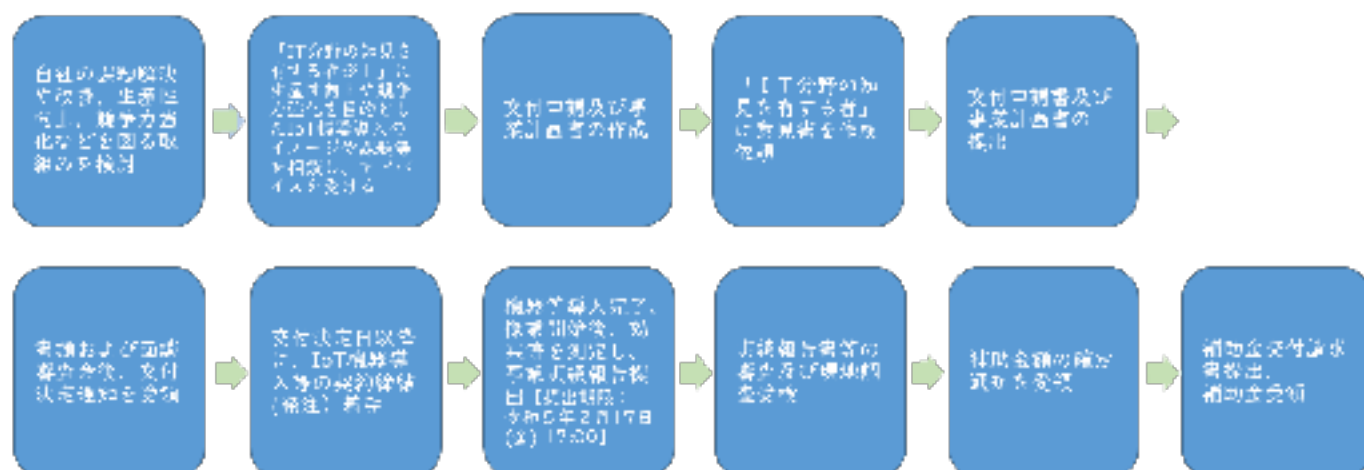
- ・センサー導入による生産工程の見える化
 - ・センサー導入による温度・湿度等データの自動収集・記録業務の効率化
 - ・QRコードを使った在庫管理の効率化
 - ・タブレット端末を使った現場における作業日報の電子化、リアルタイムの情報共有による業務効率化
 - ・動画を使ったマニュアル作成とスマートグラスの連携による人材育成早期化
 - ・カメラを使った異常・故障等遠隔監視、自動検品による管理業務効率化
- など、生産性向上のために行う事業

4 補助対象経費

補助金交付決定日以降に契約し、令和5年2月17日（金）までに支払いを終えた経費を対象とする。

機器等導入費	I o Tシステム導入に係る ①機械装置・部品（各種センサー・カメラ等のデバイス、Wi-Fi・LPWA・RFID等のデータ送受信装置、モニター・タブレット等のディスプレイ機器） ②工具・器具（測定工具・検査工具等） ③関連ソフトウェア等の購入、賃借、製作、設置及び改良等に要する経費 ただし、事務処理用のPC、スマートフォン、タブレット端末等は対象外
通信費	I o Tシステムの活用に伴うクラウド利用料、SIM利用料など ※補助対象事業期間のみ
工事費	I o Tシステム導入のための電気通信工事費
委託費	I o Tシステムの導入及び活用支援に係るコンサルタント費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、協会会長が必要かつ適当と認める経費
なお、以下の経費は補助対象としない。 1 消費税及び地方消費税相当分 2 通信料等について、既存事業部門との区分不可能な共通経費 3 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む。）の経費 4 補助事業者が自社（関連会社を含む）の技術等を調達する場合の経費 5 振込手数料 6 その他協会会長が不適当と認める経費	

5 補助金申請のながれ



※ 「IT分野の知見を有する者」とは、釧路工業技術センター職員または北海道ITコーディネータ協議会釧路支部 ITコーディネータをいう。

6 申請書類等の提出

本補助金の申請を希望する場合は、下記の書類を提出すること。

様式は、釧路ITクラスター推進協会ホームページからもダウンロードできる。

【URL】 <https://www.ksr-it.net/>

(1) 申請書等

- ①補助金交付申請書（様式1）
- ②宣誓書（様式1別紙1）
- ③事業計画書（様式2）
- ④収支予算書（様式2別紙1）
- ⑤補助対象経費の内訳（様式2別紙2）
- ⑥事業計画に係るIT分野の知見を有する者の意見書（様式3）

◆添付書類等

- ⑦登記簿謄本（履歴事項全部証明書）・・・法務局で取得
- ⑧直近の市税の完納証明書
- ⑨その他、協会会長が必要と認めるもの

※ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び納税証明書については、取得後3か月以内の原本を提出すること。

※ 契約を締結（発注）する前、かつ公募期限までの提出が必要。

契約（発注）は、交付決定通知を受領した後に締結すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）

(3) 公募期間

令和4年10月20日(木)～令和4年11月21日(月) 17時必着

(4) 提出先

釧路ITクラスター推進協会事務局 間瀬
〒084-0905 釧路市鳥取南7丁目2-23（釧路工業技術センター内）
TEL：0154-55-5121

7 選考・審査

事業内容の選考は、提出された申請書類を別に定める審査会で面談・審査・採点し、一定基準以上で、かつ上位で評価を受けた計画から予算の範囲内で採択するもの。（書類および面談審査）

－審査のポイント－

- ①現状認識：自社の強みや弱みを認識しているか
- ②必要性：IoTの必要性を適切に把握しているか
- ③内容：現状を踏まえ、生産性の向上や課題を解決する内容となっているか
- ④効果：労働生産性が上昇しているか、また、他事業者への波及効果が見込まれるか
- ⑤実現可能性：計画と導入内容、費用が合致しているか

※審査の結果、補助金対象経費は申請書記載の金額に満たないことがある。

※選考審査の経過や不採択の理由等に関する問い合わせには一切応じられない。

8 補助金交付決定

補助金交付決定は、審査会での書類等審査終了後速やかに送付予定。

9 実績報告書等の提出

(1) 提出期限

令和5年2月17日（金）17時まで

(2) 提出方法及び提出先

上記6申請書類等の提出 (2) 及び (4) 同様

(3) 提出書類等

- ①実績報告書（様式7）
- ②事業決算書（様式8）
- ③その他協会会長がその都度必要と認める書類

◆添付書類等

- ④支出した経費の事実を証明する領収書等

10 補助金の支払

補助金は精算払いとする。実績報告書等の審査及び現地調査受検後、補助金額を確定し通知する。事業者は通知受領後、補助金交付請求書（様式10）を提出すること。

11 その他注意事項

- (1) 補助事業の終了後、釧路ITクラスター推進協会が主催又は共催（後援）する成果報告会、セミナー等において事業の成果を発表することがセットとなるので、公開可能な取組みを申請すること。
- (2) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更する場合においては、あらかじめ計画変更等承認申請書（様式5）を釧路ITクラスター推進協会に提出し承認を受ける必要がある。
- (3) 事業実施に伴う経理書類等は、事業終了後5年間保存する必要がある。

- (4) 事業終了後 3 年間、毎年、状況について報告を求める事がある。
- (5) 補助金の交付後に、次の①から④のいずれかに該当するとして交付決定が取り消されたときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- ①法令若しくは本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく協会会長の処分若しくは指示に違反した場合
 - ②補助金申請又は補助事業において、不正、虚偽、その他不適正な行為があった場合
 - ③廃業及び倒産等により補助事業の実施が客観的に不可能となった場合
 - ④前 3 号の規定のほか、協会会長が補助金の交付について不適当と認める場合